

西暦	年号	できごと	備考
(昔)		小城村の土蜘蛛は、堡を造って隠れ、皇命には従わなかった〔肥風〕	肥前国小城郡
(昔)		石井村には、土蜘蛛が石を用いず、土で築いた無石の堡があった〔豊風〕	豊後国日田郡石井郷
466頃	雄略10	身狭村主青らが筑紫に到ると、呉(宋)の献った2羽の鷲が、水間君の犬に殺された。水間君は、鴻10隻と養鳥人を献じて許された〔紀〕	(別本)は、筑紫嶺県主泥麻呂の犬とする
527	継体21	筑紫国造(君)磐井は、火・豊2国などをおさえ、任那復興軍の出兵を阻止した〔紀〕	新羅、密に磐井に貨路を行う
528	継体22	磐井、御井郡の戦いで大將軍物部連鹿鹿火に斬られる。その子筑紫君葛子は、糟屋屯倉を献上し、死罪を免れることを請う〔紀〕	〔筑風〕は、「上膳県」に遁れた古賀市鹿部の田淵遺跡か
535	安閑1	屯倉を筑紫国に2カ所、豊国に5カ所、火国に1カ所置いた〔紀〕	関東〜九州に、計26カ所設置
536	宣化1	那津の口に官家を修造し、筑紫・肥・豊の屯倉の穀を運ぶ〔紀〕	博多区比恵・那珂遺跡
537	宣化2	大伴狭手彦、任那を鎮め百済を救う。兄の磐井は筑紫で三韓に備える〔紀〕	磐と狭手彦は、大伴金村の子
(宣化朝)		肥葦北国造は、大伴金村を「我が君」と称し、使として海外に出た〔紀〕	敏達12年(583)是歳条
548	欽明9	10. 百済に370人を派遣し、得爾辛に城を助け築かせた〔紀〕	忠清南道論山郡恩津の地か
554	欽明15	百済使物部烏ら、交替の諸博士・採薬師等を伴い、援軍を乞う。内臣、軍1000人・馬100匹・船40隻を帥いて百済に到る。東方軍指揮官物部莫奇武連と竹斯物部莫奇委沙奇らが活躍し、筑紫国造は、王子余昌の敵前逃亡を助け、鞍橋君と尊称された	斧300口等を奉り、筑紫の島の辺りの諸軍士の助けも求める 聖盟王は戦死し、王子余昌が王位に即く(威徳王)
562	欽明23	新羅、「任那官家」を打ち滅ぼす〔紀〕	〔羅紀〕では、「加耶を滅ぼす」
569	欽明30	4. 王辰爾の甥が、白猪屯倉で田部丁の籍を検定し、田戸とした〔紀〕	王辰爾は、百済系の帰化人
(欽明朝)		天皇に朝部で仕えた日下部君の祖呂阿目が、日田郡の村に移住した〔豊風〕	豊後国日田郡朝部郷
583	敏達12	倭系の百済官僚日羅、百済人の謀に対処するため、老岐・対馬に伏兵を置き、毎に要害の所に堅く壘塞を築くことを献言〔紀〕	金田城の初期土壘から測定年540-630、590-650の炭化物出土
591	崇峻4	11.4 任那官家復興のため、反物部氏族の4将軍と2万余の軍を筑紫に送る〔紀〕	将軍ら、595年に筑紫より帰京
595	推古3	高句麗僧慧慈・百済僧慧聰、ともに3法の棟梁となる〔紀〕	5.10慧慈帰化、太子の師となる
600	推古8	初めて遣隋使を派遣〔隋書〕(紀にみえず)	←589年、隋が中国を統一
602	推古10	2.1 撃新羅将軍来目皇子、諸の神部及び国造・伴造ら軍衆25,000余を率いて筑紫の嶋郡に駐屯し、船舶を聚めて軍糧を運ぶ〔紀〕	後の筑前国志摩郡
603	推古11	来目皇子が病死。後任の当麻皇子は、赴任途中に妻の死で帰京〔紀〕	征討は中止。冠位12階を制定
来目皇子の 筑紫滞在時		村に物部若官部を遣し、物部経津主神の社を建てて、祭らせた〔肥風〕 忍海の漢人に命じ、この村に住まわせて兵器を作らせた〔肥風〕	肥前国三根郡物部郷 肥前国三根郡漢部郷
604	推古12	4.3 憲法17条をつくる〔紀〕(16条「農桑の節民を使うべからず」)	
607	推古15	7.3 遣隋使小野妹子らを派遣〔紀〕(この年)国毎に屯倉を置く〔紀〕	百済は、隋に高句麗討伐を請う
608	推古16	4. 遣隋使小野妹子、隋の送使裴世清らと筑紫に帰着〔紀〕	
609	推古17	4.4 筑紫大宰、肥後葦北津に、百済僧ら85人の漂着を報告〔紀〕	〔筑紫大宰〕の初見
611	推古19	2. 隋の煬帝、高句麗を討つ詔を下す	→ 唐王朝(618 ~ 907)
616	推古24	3. 掖玖人、三口が帰化〔紀〕	舒明3.2.10「掖玖人帰化」
642	皇極1	9.3 飛鳥板蓋宮の造宮丁の徴発は、東は遠江、西は安芸を限りとせよ〔紀〕	
(この年)		百済使・高句麗使及び新羅の賀騰極使・弔使らが来朝した〔紀〕	
643	皇極2	百済王は、高句麗と和親 / 新羅王は、唐に救援を請う	
644	皇極3	11. 蘇我入鹿臣、甘榜岡の谷宮門の家外に城柵、門の傍に兵庫を作り、大臣蝦夷は畝傍山の東の家に池を穿り、城とした〔紀〕	傾斜面に径40~20㍍の石を約1㍍積み上げた遺跡が見つかる
645	大化1	11. 乙巳の変(三韓進調の日、中大兄らが大極殿に蘇我入鹿を殺す)〔紀〕	太宗、高句麗遠征で洛陽出発
		9.19 宮殿を修治、園陵を築造る調賦には、臣・連・伴造らは、「各己が民を率いて、事に随ひて作る」という〔紀〕	
		12.9 孝徳天皇・皇太子中大兄皇子、難波長柄豊碕宮へ遷都〔紀〕	白雉3年、前期難波宮完成
646	大化2	1.1 改新の詔を宣す〔紀〕(仕丁は30戸1人を50戸1人とする)	公地・公民制の根本方針
		3.22 大化の薄葬令〔紀〕(墳墓の規模や役夫の人数を制限)	

西暦	年号	できごと	備考
		9. 高向玄理を新羅に派遣し、新羅が進める「任那の調」を廃止し、人質を貢がせる〔紀〕	
647	大化3 (この年)	淳足柵を造り、柵戸を置く〔紀〕	新潟県村上市付近
648	大化4	遣新羅使高向玄理らを送って来日した新羅の金春秋を、人質とする〔紀〕	春秋(のち武烈王)は、翌年入唐
651	白雉2	蝦夷に備えて磐舟柵を治り、越・信濃の民を選び、柵戸を置く〔紀〕	新潟県村上市岩船付近
652	白雉3	唐服を着て筑紫に泊まった新羅貢調使を追い返す。左大臣巨勢徳太は、難波津から筑紫海の裏に船を連ね、新羅の罪を問えと主張〔紀〕	
653	白雉4 (この年)	4. 戸籍を造り、50戸を里、5戸を保とする〔紀〕 8. 百済王、倭国と好みを通ず〔済紀〕 中大兄、皇祖母尊(皇極天皇)・皇后・公卿大夫等と飛鳥河辺行宮に遷る〔紀〕	孝徳天皇・中大兄皇子不和 唐の冊封—新羅の金春秋(武烈王)
654	白雉5	10.10 孝徳天皇、難波宮に没す〔紀〕	高向黒麻呂(玄理)、唐に卒す
655	斉明1	2. 遣唐押使・大使らを唐に派遣。唐の高宗に謁見〔紀〕 皇帝、遣唐使に新羅の危急に倭王の救援を迫る璽書を渡す〔唐会要〕	唐、新羅の要請で高句麗を撃つ
656	斉明2	1.3 皇祖母尊、飛鳥板蓋宮において重祚(斉明天皇)〔紀〕 8.1 遣唐使河辺臣麻呂ら帰国(前年2月に出発)〔紀〕 後飛鳥岡本宮に宮室を建て、遷都(年内に焼失)〔紀〕 田身嶺に垣を周らせ、嶺上に両槻宮を造り「観」を起てる。香具山・石上山	高句麗・百済・新羅が遣使朝貢
657	斉明3	間に渠を掘り、舟200隻で石材を運び「宮の東の山」に積んで石垣にする。時の人は「狂人の渠」といい批判したという〔紀〕	両槻宮は天宮ともいった 丘陵の中腹から、4段以上に積んだ数10の石垣が発見された
658	斉明4 (この年)	7.3 觀瀾国(インド)の男女6人、海見嶋を経て、筑紫に漂着〔紀〕 物部朴井連鮪、造宮丁を率いて、有間皇子の市経の家を囲む〔紀〕	海見嶋の初見 戦役と造宮役の未分化
660	斉明6	百済使、庚申年(斉明6)7月、大唐・新羅が義慈王・王后・太子を虜にしたと奏言 これ、国家は兵士甲卒を以て西北の畔に陣ね、城柵を繕修い、山川を断ち塞ぐ兆しになったという〔紀〕	兆候は百済国か倭国内のことか?
661	斉明7	7. 百済の義慈王、太子以下、熊津城を出て唐軍に降る〔済紀〕 10. 百済の将鬼室福信、使いを遣わして唐人捕虜100余人を献じ、王子余豊璋の送還と救援を要請する〔紀〕 12.24 天皇、百済救援のため難波宮に幸して、軍器を整える〔紀〕	百済滅亡
662	天智1	1.6 天皇、難波から海路に就く〔紀〕→1.8 大伯の大海に停泊〔紀〕 →1.14 伊予熟田津の石湯行宮[道後温泉]に泊る〔紀〕 →3.25 那大津に到り、磐瀬行宮に到着、ここを長津と改名〔紀〕 5.9 天皇、朝倉橋広庭宮に遷る、朝倉社の木を切り神盆が殿を壊すという〔紀〕 4. 鬼室福信の使者、王子豊璋の送還を乞う〔紀〕 5.23 遣唐使ら帰国、同行の耽羅[済州島]王子ら、朝倉宮に朝貢〔紀〕 7.24 天皇、朝倉宮に没し、皇太子中大兄皇子、称制〔紀〕 8. 百済救援に、阿曇比羅夫・阿倍引田比羅夫を任じ、派遣〔紀〕 9. 余豊璋に織冠を授け、兵5000余人で本国に護送〔紀〕 11. 鬼室福信、唐人捕虜の統守言など106人を送って来る〔紀〕	岡山県邑久郡 注 i 熟田津は、松山市辺り 福岡市南区三宅地区か 朝倉市杷木町志波地区か 「伊吉連博徳書」による
663	天智2	1.27 百済の将鬼室福信に、矢・糸・綿・布・草・稻種を送る〔紀〕 5. 阿倍比羅夫ら、船師170隻を率いて余豊璋を百済に送る〔紀〕	兵仗・五穀を送る 多蔭敷の妹を妻にする 〔統紀〕は持統5~6年頃、音博士
664	天智3 (この年)	3. 唐・新羅軍、高句麗を討つ。高句麗、日本に援軍を求める〔紀〕 前將軍・中將軍・後將軍ら、兵27000人を率い新羅に向かう〔紀〕 6. 百済王豊璋、將軍鬼室福信を殺す〔紀〕 8.27・28 日本・百済軍、唐・新羅軍と戦い、白村江の戦いで大敗〔紀〕 9.24 日本の船師、憶礼福留などの多くの百済遺民とともに帰国〔紀〕	百済王位に豊璋をつかせる 唐・新羅、征討を中止する 後將軍は阿倍比羅夫
		2.9 大海人皇子、甲子の改革令を宣布。新冠位26階を制定、氏上を定め、民部(曲部)・家部を諸氏に与える〔紀〕 5.17~12.12 唐の百済鎮將劉仁願、郭務悰を遣わし上表貢献。郭務悰らは「私使」だとして、入京拒否の勅旨を筑紫大宰の辞で告げさせた。中臣鎌足、沙門智祥を遣わし物を賜い、饗す。鎮西將軍の牒状を郭務悰に付し、筑紫から帰国させる〔紀〕・〔国宝記〕	百済は滅亡
		対馬嶋・杵岐嶋・筑紫国等に防と烽を置く。また筑紫に大堤を築いて水を貯え、水城という〔紀〕	版築工法で、敷粗朶の作業は5月下旬~7月中旬に行う 注 ii

西暦	年号	できごと	備考
665	天智4	8. 百濟遺臣の答春初に長門国の城、憶礼福留・四比福夫に筑紫国の大野・椽(基肆)の2城を「築かしむ」〔紀〕	
666	天智5	1. 倭国使、唐皇帝高宗の泰山における封禪の儀に参列〔旧唐書〕〔資治通鑑〕	
667	天智6	1.11 高句麗使は調を進める。耽羅は王子が貢献する。〔紀〕	3.19 近江大津宮に遷都
668	天智7 (この年)	2.27 皇太子、母帝の万民を憂い石櫛の役を絶てとした遺勅を示す〔紀〕 11. 倭国の高安城・讃岐国山田郡の屋島城・対馬国の金田城を築く〔紀〕	1.34 中大兄即位(天智天皇)
669	天智8	9.11 新羅、金東巖を遣わし、調を進める(新羅との国交を回復)〔紀〕	
670	天智9	(この年) 唐軍、高句麗を攻め、高蔵王・大臣泉男建らを捕える(高句麗、滅亡) 9.29 新羅王に送る御調輸送船1隻を、金東巖に付く〔紀〕	
671	天智10	この冬 高安城を修り、畿内の田税を収む〔紀〕	最初の全国的な戸籍
672	天智11	2. 庚午年籍を造る〔紀〕(盗賊と浮浪とを禁断する) 高安城を修り、穀と塩を積む。また長門1城・筑紫2城を築く〔紀〕	
673	天智12	11.10 対馬国司、唐使郭務棕らが防人を警戒し、筑紫薩夜麻らを先遣して、去る2日に2000人・船47隻で入朝する目的を伝えたことを大宰府に報告〔紀〕 その後郭務棕は、筑紫で大津館に安置した〔国宝記〕	12.23 天智天皇、没す
674	天武1	壬申の乱(6.24 大海人皇子、吉野を脱出～7.23 大友皇子自殺)〔紀〕	
675	天武2	5.12 郭務棕らに甲冑・弓矢、繩1673匹・布2852端・綿666斤を給う〔紀〕	
676	天武3	6.26 筑紫大宰栗隈王、近江朝廷の動員要請を拒否し、筑紫国は城峻く、隍深くして海防を行う処だと主張したという〔紀〕	
677	天武4	7.22 羽田公矢国・出雲臣狛、共に近江の三尾城を攻め落とす〔紀〕	2.27 天武天皇、即位
678	天武5	11.21 高句麗使・新羅使などを筑紫大郡に饗応し、録を賜う〔紀〕	
679	天武6	2. 新羅、朝鮮半島を統一(唐、安東都護府を遼東故城に移す)	
680	天武7	2. 多禰嶋人らを、飛鳥寺の西の槻の下で饗えたまう〔紀〕	「多禰嶋人」の初見史料
681	天武8	12. 筑紫国に大地震〔紀〕(久留米市内の遺跡の発掘調査で痕跡を確認)	前身官衙遺跡・上津土墨跡等
682	天武9	3.9 吉備大宰石川王、吉備で病死する〔紀〕	〔播風〕には、「総領」でみえる
683	天武10	2.25 浄御原令の編纂を開始〔紀〕	実施は持統天皇3年(689)
684	天武11	8.10 三韓の諸人には、先に10年の調税を復したが、帰化の際にともに来た幼少の者は、さらに課税を免叙する〔紀〕	注iii
685	天武12	8.20 多禰島派遣の使人、地図を貢上し二毛作・諸産物等を報告する〔紀〕	
686	天武13	7.3 多くの隼人が、方物を献る。大隅・隼人が朝廷で相撲る〔紀〕	隼人の確実な記事のはじめ
687	天武14	7.25 多禰人・掖玖人・阿麻彌人に、禄を賜う〔紀〕	阿麻彌は来朝の初見
688	天武15	12.13 伊勢王らを天下に巡行りて、「諸国の境界を限分う」	
689	天武16	11.2 周芳総領所に備用の鉄1万斤を送る。また筑紫大宰には繩・糸・布・庸布や、鉄1万斤・箭竹2000連を、筑紫に送る〔紀〕	
690	持統3	6.29 飛鳥浄御原令を諸官司に分ち賜う〔紀〕	
691	持統4	9.10 石上麻呂らを、筑紫に派遣して位記の送給と新城を監督させる〔紀〕	
692	持統5	2.13 筑紫の防人の年限を守らせる〔紀〕	
693	持統6	6.29 飛鳥浄御原令を実施(筑前国・筑後国の成立)〔紀〕	労役と兵役が分離 注iv
694	持統7	7.6 大宰・国司を、皆な遷任する〔紀〕	令制国司の派遣
695	持統8	9.1 諸国に詔して、戸令による戸籍造りを命じる〔紀〕〔庚寅年籍〕	前年閏八月にも造籍命令
696	持統9	9.23 筑紫国上陽群の軍丁大伴部博麻、筑紫に帰国〔紀〕	661年の救百濟役で
697	持統10	10.22 筑後国上陽群の博麻に曾孫まで相伝できる水田4町を賜い、課役は三族まで免除する〔紀〕	博麻は自ら唐軍の捕虜となる
698	文武2	4.13 覓国使8人に武器を授け、南島に国を覓めさせる〔統紀〕	
699	文武3	5.25 大宰府に大野・基肆・鞠智3城を繕治わせる〔統紀〕	
700	文武4	12.21 越後国に磐船柵を修理させる〔統紀〕	
701	文武5	7.1 多禰・夜久・菴美・度感〔徳之島〕、朝宰に従い、方物を買る〔統紀〕	
702	文武6	9.15 高安城を修理う〔統紀〕	
703	文武7	12.4 大宰府に、三野〔日向国〕・稻積〔大隅国〕の2城を修らせる〔統紀〕	児湯郡三納郷と桑原郷稻積か
704	文武8	2.19 越後・佐渡の2国に、磐船柵を修営させる〔統紀〕	
705	文武9	6.3 薩末の比売・久売・波豆、衣評督衣君県・助督衣君豆自美、肝衝難波ら肥人らを従えて挙兵して覓国使を剽却。勅により筑紫総領に決罰させる〔統紀〕	衣評は揖宿郡頭娃町・開間町 「古記」(738頃)は、「夷人雑類」を毛人・阿麻弥等と解する

西暦	年号	できごと	備考
701	大宝1	10.15 筑紫総領以下、周防総領、吉備総領などを任命〔統紀〕 8.3 大宝律令成る〔統紀〕	地方最大の官衙、大宰府の成立
702	大宝2	8.25 高安城は倉屋・雑儲物を倭・河内2国に移し、廃止する〔統紀〕 2.22/3.27 歌斐国・信濃国が梓弓を献上、大宰府の用に充てる〔統紀〕 8.4 薩麻・多禰が朝命に逆う、管内の9処の神に幣帛を奉って報いる〔統紀〕 10.3 唱更(隼人)国司ら、要害の地に柵を建て、兵を配置する許可を得る〔統紀〕 10.14 大宝律令を、総ての国に頒布する〔統紀〕	注v
706	慶雲3	2.16 西海道諸国は庸布を全免にして、19日以内の無償歳役を行う〔類格〕	718(養老2).6.4 筑紫之役廃止
709	和銅2	7.1 諸国の兵器を出羽柵〔山形県の庄内地方〕に運送させる〔統紀〕	前年9.28.越後国出羽郡成立
710	和銅3	1.29 薩摩国、舎人を貢る〔統紀〕(薩摩国の建置はこの頃か)	3.10 都を平城へ遷す
712	和銅5	9.23 越後国出羽郡を出羽国とする〔統紀〕	
713	和銅6	4.3 日向国の肝坏・贈於・大隅・始權4郡を割き、大隅国を置く〔統紀〕 7.5 隼人を討った功有る將軍・士卒1280余人に、勲位を授ける〔統紀〕	
720	養老4	2月~3月隼人、大隅国守を殺害。征隼人持節大將軍に大伴旅人を任命〔統紀〕	
723	養老7	4.8 日向・大隅・薩摩3国は、頻りに隼賊征討で軍役に遣い、年穀登らず、3国士卒の3年間の課役を免除する〔統紀〕	
730	天平2	大宰府、隼人の「喧騒」を恐れ、薩摩・大隅両国の百姓になお班田せず〔統紀〕	
712	天平5	12.26 出羽柵を秋田村に遷し、陸奥国雄勝村に郡を建て民を居く〔統紀〕	秋田に出羽国府を置く
737	天平9	筑後国、大宰府から種子島へ帰る使者と得度僧の25日分の食糧、および東国に帰郷する防人の、筑紫大津から備前児嶋まで10日分の春稲を支出〔天平10年の筑後国正税帳〕	
756	天平勝宝8	6.22 大宰大式吉備真備を専当させ、怡土城を築かせる〔統紀〕	
757	天平宝字1	4.4 「边防を捍ぐ」ため、不孝・不恭等の者を、桃生・小勝に配す〔統紀〕	閏8.27 坂東兵士の防人を停止
758	天平宝字2	10.25 陸奥国の浮浪人に調を復して桃生城を造らせ、柵戸となす〔統紀〕 12.8 坂東の騎兵・鎮兵・役夫・夷俘に、桃生・小勝柵を造らせる〔統紀〕	12. 大宰府に安祿山対策を命ず
759	天平宝字3	9.26 桃生城・雄勝城の造役郡司・軍穀・馬子らの奉納は、免除する〔統紀〕	3.24 防人の築城使役は10日を許す
765	天平神護1	3.10 大宰大式佐伯今毛人を築怡土城専知官に任じる〔統紀〕	
766	天平神護2	6.3 日向・大隅・薩摩は桑・麻の台風被害で、柵戸の調庸を免じる〔統紀〕	
768	神護景雲2	2.28 筑前国怡土城成る〔統紀〕	
769	神護景雲3	1.3 桃生柵の城下の浮浪人には、法外に復を給して辺守に当てる〔統紀〕	
799	延暦18	4.13 「今は内外無事」であり、大宰府管内を除き烽候を停止する〔類格〕 10.2 大宰府庫の器仗は、元日の威儀用以外は不動とする〔類格〕	
800	延暦19	12.7 大隅・薩摩2国、百姓の墾田を収めて初めて班田を行う〔統紀〕	

注 i 「三善清行の意見封事」(914年) …備中国下道郡遷磨郷は風土記をみると、皇極天皇6年に「天皇筑紫に行幸して、將に救兵を出さんとす。〈中略〉路に下道郡に宿す、一郷を見るに戸邑甚だ盛んなり、天皇詔を下して試みに此郷の軍士を徴す。即ち勝兵二万人を得たり。天皇大に悦び、此の邑を名づけて二万郷といふ。〈中略〉後に改めて遷磨郷といふ」〔本朝文粹〕

注 ii 養老軍防令 65…「各防人の多少を量りて、当処の則近に空閑地給え」
〔類聚国史〕… 836(承和3) 肥前国神埼郡の空閑地690町を、勅旨田と為す
〔和名抄〕… 肥前国佐嘉郡防所郷

注 iii 養老賦役令 15…「外蕃の人、化に投せらば、復十年」 ※「復」…賦役(調・庸=役・雑徭)を全免すること
養老戸令 16…「化外の人化に帰らば、所在の国郡、衣糧給え。状を具にして飛駈発てて申奏せよ」

注 iv 〔日本書紀〕… 646(大化2)8.14 詔「国国の壇塚を觀て、或いは書にし或いは図をかきて、持ち來りて示せ奉れ。国果の名は、來む時に將に定めむ」

注 v 養老軍防令 65…「東辺・北辺・西辺に縁れる諸の郡の人居は、皆城堡の内に安置せよ。其れ營田の所には、唯し庄舎置け。農の時に至りて、營作に堪えたらば、出でて庄田に就けよ。収斂し終わりなば、勅して還せ。其れ城堡崩れ頼ちたらば、当処の居戸を役せよ。閑に隨いて修理せよ」

出典の略称 〔肥風〕…『肥前国風土記』 〔豊風〕…『豊前国風土記』 (別本)…『日本書紀』紀所収
〔紀〕…『日本書紀』 〔統紀〕…『統日本紀』 〔類格〕…『類聚三代格』
〔羅紀〕…『三国史記・新羅本紀』 〔国宝記〕…『善隣国宝記』
〔濟紀〕…『三国史記・百濟本紀』 〔筑風〕…『筑前日本紀』(所収「筑後国風土記」逸文)

【田中正日子】